

愛媛県環境影響評価審査会

会 議 次 第

〔 日時 令和8年7月17日（金）10時00分から
場所 松山市男女共同参画推進センター 5階 大会議室 〕

1 開 会

2 議 題

松山市新南クリーンセンター整備事業環境影響評価準備書

3 閉 会

資 料 目 次

頁

資料 1	愛媛県環境影響評価審査会委員名簿・・・・・・・・・・	1
------	----------------------------	---

【松山市新南クリーンセンター整備事業環境影響評価準備書】

資料 2	事業の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
------	-------------------------	---

資料 3	環境影響評価手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
------	----------------------------	---

資料 4	委員等意見に対する事業者の見解・・・・・・・・・・	4
------	---------------------------	---

愛媛県環境影響評価審査会委員名簿

【任期：令和 8 年 9 月 24 日まで】

氏 名	現 職 等
<会長> たかはし じろう 高橋 治郎	愛媛大学名誉教授
<会長代理> かきはら ふみか 柿原 文香	元愛媛大学大学院農学研究科教授
ありみつ ゆたか 有光 隆	元愛媛大学大学院理工学研究科准教授
き だ あきこ 貴田 晶子	（一社）建築物石綿含有建材調査者協会代表理事 元愛媛大学農学部客員教授
くにすえ たつや 国末 達也	愛媛大学沿岸環境科学研究センター教授
さとう ひさこ 佐藤 久子	元愛媛大学大学院理工学研究科教授 愛媛県環境創造センター長
しももと み え 下元 美恵	（公社）愛媛県建築士会女性委員会委員
ひ だか かずまさ 日鷹 一雅	滋賀県立琵琶湖博物館特別研究員 元愛媛大学大学院農学研究科准教授
むらかみ やすゆき 村上 恭通	愛媛大学法文学部教授 アジア古代産業考古学研究センター長
や た べ りゅういち 矢田部 龍一	愛媛大学名誉教授

松山市新南クリーンセンター整備事業の概要

1 事業者 松山市

2 事業の目的

南クリーンセンターの廃棄物焼却炉 3 基が供用開始から30年を経過し、老朽化が進んでいることから、廃棄物焼却炉 2 基に建て替える。

なお、松山市は、令和 5 年に周辺 2 市 3 町（伊予市、東温市、松前町、砥部町、久万高原町）とごみ処理広域化に関する基本合意書を締結し、南クリーンセンターと西クリーンセンターでごみの広域処理※を行っている。

※可燃ごみ（実施中）、粗大ごみ（新施設供用後）

3 対象事業の種類

ごみ焼却施設の設置の事業

条例対象事業

1 日当たりの処理能力の合計が50 t 以上であるごみ焼却施設又は産業廃棄物処理施設を設置するもの

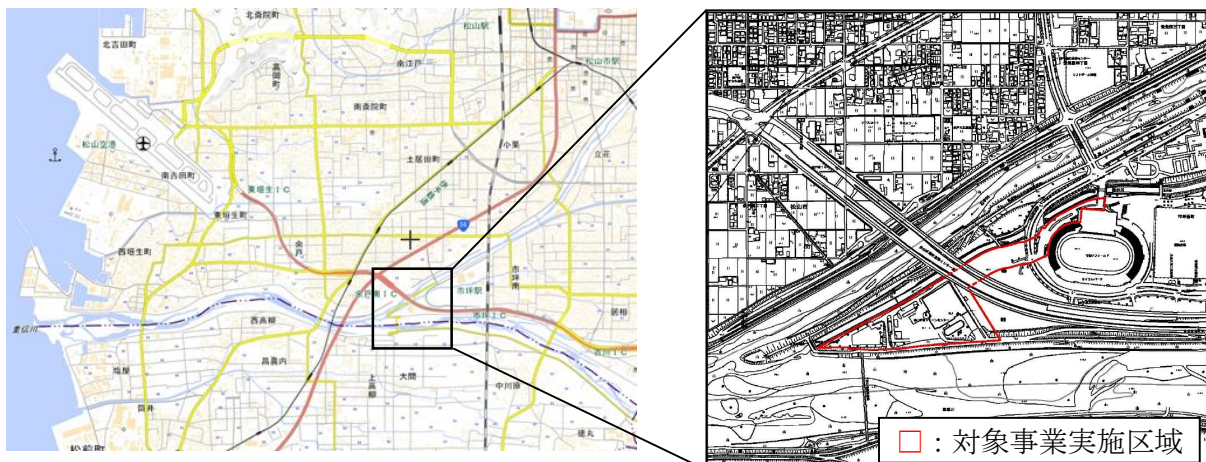
4 対象事業の規模

ストーカ炉 80 t / 日 × 2 基

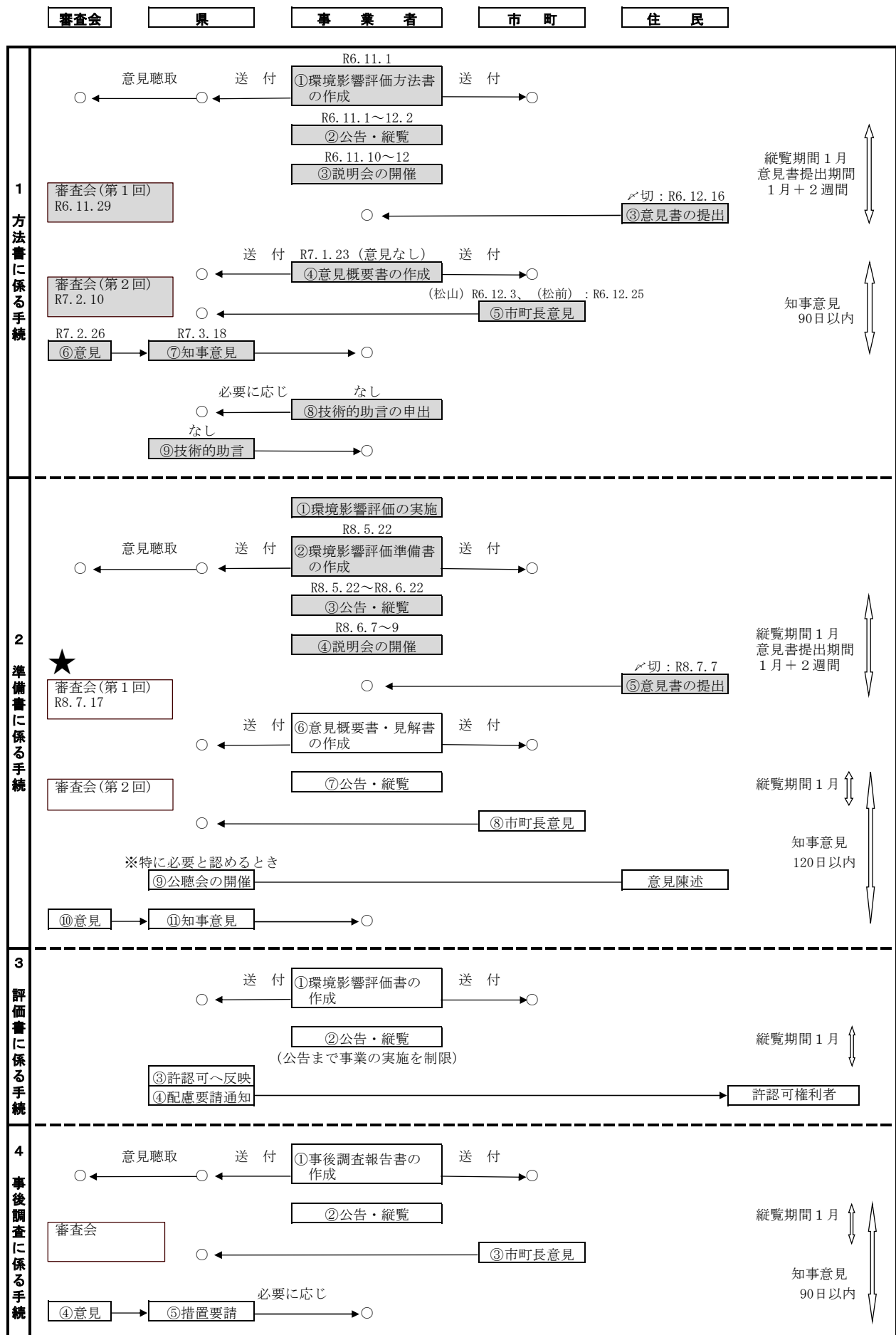
	新設炉（2 基）	廃炉（3 基）
処理能力	80 t / 日 × 2 基	100 t / 日 × 3 基
処理方式	ストーカ式	ストーカ式
煙突高さ	44m	44m
排ガス量	14,700～22,600Nm ³ /時（1 基当たり）	42,000～50,000Nm ³ /時
稼働年	令和 15 年予定	平成 6 年

5 対象事業実施区域 松山市市坪西町（南クリーンセンター）

6 環境影響を受ける範囲であると認められる地域 松山市及び松前町



松山市新南クリーンセンター整備事業に係る愛媛県環境影響評価条例の手続



注) □内の網掛けは実施済の手続

**松山市新南クリーンセンター整備事業環境影響評価準備書に係る
委員等意見に対する事業者の見解について**

No	頁等	委員等意見	事業者の回答
		全般・事業計画	
1	2-6	ごみ処理広域化の基本方針 1 の（２）に「民間活力を活用する」とあるが、具体的にどのような内容か説明されたい。	施設の設計から建設、運営・維持管理を一体的に民間事業者へ委ねることで、民間事業者が有する技術力やノウハウ、創意工夫を活用することができます。 具体例として、設計段階から維持管理や運営を見据えた設備の選定により、ライフサイクルコストの縮減が期待できるほか、最新技術による省エネルギー化や発電効率の向上などが考えられます。 また、一連の業務を一括して契約することで、責任の所在が明確になるとともに、事業全体の効率化を図ることができます。
2	2-6	4 の（２）地域の賑わい創出について、新規に検討されている計画内容を説明されたい。	現施設を解体した跡地には、緑地広場等の整備を予定しています。具体的な整備内容については、今後、地域の方などと協議を行いながら進めていきます。
3	2-7	「資源ごみについては地産地消の資源循環の形成を見込んでいる」とあるが、「地産地消の資源循環」とは具体的にどのような状況か。また、資源ごみの広域処理化は検討していないのか。	資源ごみは、各市町が個別に地産地消の取組を推進することとしており、現時点では広域化の対象とする計画はありませんが、必要に応じて、今後も 3 市 3 町で検討する可能性はあります。 想定される取り組みとして、地域内で回収したプラスチックを地元企業がリサイクルし、ごみ袋などにリサイクルする方法などが考えられます。
4	2-8	事業実施区域の形状変更を予定しているが、具体的にどのような変更か。	昭和 46 年に計画された区域のうち、敷地北側の整備が完了している傍示川と重複する区域について、現状の敷地の形に合わせて都市計画区域から除外するよう変更を行います。 方法書の時点からは、事業実施区域の南側（重信川）と北側（傍示川）のそれぞれの河川管理者と、境界や管理区域についての協議を行い、都市計画区域を変更しました。
5	2-12	年間稼働日数を方法書の 290 日から 280 日に変更しているが、これは余裕を持った日数設定と考えてよいのか。日数の内訳や変更理由は何か。	環境省が公表する施設規模の算定式のうち、令和 9 年度までに着工する事業に適用されるものを採用しました。年間稼働日数 280 日は、その算定式にて設定されており、安定した施設運営を実現するために、適正な維持管理期間を考慮し定められたものです。
6	2-12	可燃ごみ処理施設の処理能力が、方法書時点の「168 トン／日（84 トン／炉×2 炉）」から「160 トン／日（80 トン／炉×2 炉）」に変更されているが、これは最新のごみ量実績値に基づく推定値の見直しか。	ごみ量の将来推計値の見直しを行ったことに加え、環境省が公表する施設規模の算定式のうち、令和 9 年度までに着工する事業に適用される算定式を採用したためです。
7	2-15	図 2-7 の粗大ごみ排出量将来推計で令和 2～3 年度の松山市の排出量が増加している理由は何か。また、東温市だけ増加傾向にあるが、方法書では緩やかな増加とされていた。準備書で修正された理由を説明されたい。	令和 2～3 年度は、実績値であるが、この粗大ごみの増大は、全国的にコロナ禍による片付けごみの増大が理由と考えられます。 また、方法書に係る審査会でお示しした推計値は、令和 3 年度までの実績値を基にトレンド推計を行ったものです。今回の準備書で示すものは、令和 4 年度の実績値を反映して

			改めてトレンド推計を行った結果であり、東温市の将来推計は方法書時点より増加傾向を示す結果となりました。
8	3-194 ～ 3-199	一般廃棄物処理基本計画によると、地域ごとに「ごみ排出量（g/人・日）」や「リサイクル率（%）」に大きな差がある。新施設稼働後はこれらの数値が概ね均一になると考えてよいか。また、その場合の具体的な「ごみ排出量」や「リサイクル率」はどの程度が期待できるか。	可燃ごみと粗大ごみの分別を松山市の分別と同等以上に分別することとなるため、ごみに対する意識が高まり、ごみ排出量やリサイクル率が松山市に近づくことは考えられますが、資源ごみの分別は統一しないことから、ごみ排出量やリサイクル率は、均一とはなりません。
9	3-194	表 3.3-65 で松山市のリサイクル率推定値が低下すると予想されている理由を説明されたい。	近年、電子化が進んでいることによる紙類の減少や民間のリサイクルボックスが設置され、市が回収する資源ごみが減少していることから、現状のまま特に何もしなければ、リサイクル率が低下する推計結果となります。 これは、焼却施設を作る設計の際に安全側に立って設計するために採用した数値です。 なお、分別啓発により、現在の可燃ごみの中にある資源ごみを可能な限り抜き出すなどの対策を講じることで、リサイクル率の向上を図りたいと考えています。
1 地元との総合理解及び情報公開			
10		6月7日、8日、9日に開催された住民説明会の参加状況や主な意見を教えてほしい。	説明会の参加状況及び主な意見の内容は以下の通りです。 ■6/7(日) 松山市南クリーンセンター 参加者：7名 主な意見：予測方法、工事用車両、リサイクルに関する事 ■6/7(日) 松前総合文化センター 参加者：3名 主な意見：新施設の処理能力、事後調査、広域処理に関する事 ■6/8(月) 松山市南クリーンセンター 参加者：3名 主な意見：跡地利用、余熱利用に関する事 ■6/9(火) 松前総合文化センター 参加者：1名 主な意見：新施設の処理能力、臭気、渋滞対策に関する事 詳細は、2回目の審査会で報告します。
11		「地域の賑わい創出」として検討されている学習拠点は、具体的にどのようなことを検討しているか。	主に、ごみ処理施設の特徴や機能等を踏まえ、その役割や重要性について理解を深められるような施設見学コンテンツの設置を検討しています。このコンテンツを通じて、子供から大人まで楽しみながら効果的に学べる環境学習の場の提供を計画しています。
2 大気質			
12	6-1-3	環境影響評価方法書で計画されていた上層気象調査地点が実際には異なる場所に変更されているが、変更した理由、評価への影響はどうか。	変更の経緯は、準備書 6.1-3 ページ「2)調査地点 ②気象の状況」に示すとおりであり、GPS ゾンデの放球による調査の実施について大阪航空局に申請を行ったところ、松山空港の管制圏内に該当するという理由により認められなかったことから、対象事業実施区域から東方約 5km の管制圏外に位置し、松山平野に位置するという地形の同質性が認められる「重信川緑地」に変更したものです。 なお、「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」（平成 11 年 11 月、建設省）におい

			て「地形が同質な約 5km 圏内の気象データは高い相関が見られる」という条件が示されていることや、松山地方気象台にヒアリングを行った結果「対象事業実施区域及び重信川緑地の上層気象データの差異はないと考えられる」との意見を受けたことから、評価への影響は小さいものと考えております。
13		排ガスの計画値について、規制値と同等の項目は詳細設計を検討する中で可能な限り低減すること。また、計画値は、今後の維持管理で自主規制値等として管理するなどし、環境への低減を図ること。	新施設の環境保全基準が規制基準と同等の水銀は、維持管理を行う上で、可燃ごみに水銀含有ごみが混入しないことが重要です。そのため、3 市 3 町で設けている連絡会議などで、情報共有を行いながら、市民・町民啓発の効果的な手法等も含め、検討していきます。
14	4-4	水銀の排出抑制策として排ガスを「水銀の沸点以下まで減温」し、バグフィルタで捕集するとしているが、除去率はどの程度見込んでいるのか。	バグフィルタ単独での除去率は、一般的に 40～70%とされています。一方で、新施設では、活性炭の吹込みも予定しており、70～90%の除去率が見込まれます。ただし、水銀を混入しないことが最も重要であるため、市民・町民啓発をしていきます。
15	4-4	排ガス中の水銀濃度を連続測定装置でリアルタイム監視し、異常時に自動停止するシステムを導入する計画はあるか。	現段階では、定期測定を考えています。運転時は、排ガスの冷却・バグフィルタによる対策を図ります。水銀の基準超過は、基本的に水銀が混入した場合に限られると考えておりますが、運転管理上の対策を確実にを行うほか、ごみ分別の啓発、搬入する廃棄物の管理により、通常の運転状況下で影響の低減は可能と思われます。
16		様々な点を考慮して煙突高さを 44m に決定したと思われるが、その理由について説明されたい。	建設予定地は、航空法で定める制限表面のうち、最も規制が厳しい「進入表面」に位置しています。このため、煙突とクレーンの作業高さの合計が航空法による制限を超えないようにする必要があります。さらに、大気質の観点から排ガスが適切に拡散し、周辺環境への影響を最小限に抑えられるよう、現施設と同じ 44m としました。
17	4-4	水銀排出抑制には、可燃ごみに含まれる水銀量の低減が重要である。3 市 3 町で連携し、水銀含有ごみの分別徹底に向けた市民啓発を強力に推進するべきだが、この点はどうか。	可燃ごみ中に水銀含有ごみが含まれないことは、重要であるため、3 市 3 町で設けている連絡会議などで、情報共有を行いながら、市民・町民啓発の効果的な手法等も含め、検討していきます。
3 水環境			
18		沈砂池については、どの程度の降雨量に対応できるのか。また、近年増加している局所豪雨により沈砂池で対応できない場合はどのような対策を行うのか。	設置を計画している沈砂池は、通常の降雨に対応できる規模を確保する計画です。ただし、局所的な豪雨が想定される時期には、沈砂池内に堆積した土砂を適切に除去することや、必要に応じて沈砂機能を有するノッチタンク（仮設設備）等を増設するなどの具体的な対策を施工計画書に明記し、周辺環境への影響の低減に努めます。
4 騒音・振動			
19		廃棄物運搬車両の走行ルートである一般国道 56 号の昼間の交通騒音は現状で環境基準を超えている。本事業による「さらなる悪化」を防ぐための具体的な対策は何か。	予測の結果、工事用車両及び廃棄物運搬車両の走行に伴う騒音レベルの上昇は生じないと考えておりますが、工事計画の立案時には車両台数や走行ルートの調整を行うこと、廃棄物搬入車両の台数の低減に向けて松山ブロック構成市町内で調整を図ることにより、騒音のさらなる悪化を防ぎます。

20		施設周辺にサイクリングロードが設置されているが、サイクリングロードに対する騒音影響については、どのように評価しているのか。	サイクリングロードは「人と自然との触れ合いの活動の場」の1つとして抽出しております。準備書 6.10-18 ページにおいて、敷地境界上の騒音は規制基準等を下回り、サイクリングロードの位置ではさらに減衰が見込まれること、影響を回避・低減するための環境保全措置を講じることによりさらなる影響の低減が図られることを踏まえ、サイクリングロードにおける快適性の変化は小さいと考えられることを記載しております。
21		搬入車両のナンバー読み取りシステムの導入により、「集中時間帯の分散」を具体的にどのように強制または誘導していくのか。	検討中ではありますが、ナンバー読み取りシステムや事前予約制等の導入によって、場内での滞留時間の短縮や、渋滞の緩和を図る仕組みを構築することを想定しています。
22	2-30	「低騒音型・低振動型建設機械」の採用について、「できる限り」「努める」との表現に留まっているが、具体的にどのように対応するのか。また、その機械の具体的な基準は何か。	工事中は、特殊な機械を使用する可能性があるため、その点を考慮した表現としています。 具体的な対応としては、工事計画の立案段階において、施工事業者到低騒音型建設機械の採用を義務付けるとともに、工事中の使用状況について確認することを想定しています。採用の基準としては、国土交通省が指定する低騒音・低振動型建設機械に指定された機種を想定しています。 なお、低騒音型・低振動型建設機械の採用状況については、本事業の事後調査で予定する「環境保全措置の実施状況」において確認を行っていく計画です。
23		工事期間中に周辺の松山中央公園等で大規模イベントがある場合、工事車両の運行についてどのように対応するか。	土日は、原則として工事を実施しない方針です。また、大規模イベントの開催時には、中央公園側と事前に調整を行い、渋滞や交通への影響を可能な限り最小限に抑える対応を実施します。
24	2-7	ごみの集約後の廃棄物運搬車両の台数は現段階で未定であり、今後検討を行うとしているが、搬入車両の分散化と台数抑制を確実に図り、周辺道路の渋滞や沿道環境への影響を低減すること。	南及び西クリーンセンターに搬入される車両の台数が現状から大幅に増加することのないよう、松山市を除く2市3町の住民による直接持込を禁止するとともに、各市町のごみ搬入先を調整するなどの対策を講じることとしています。
5 悪臭			
25		施設内の負圧維持に加え、収集車が出入りするプラットホームのシャッター開閉における臭気漏洩防止の工夫や、運用上の具体的な配慮事項について伺いたい。	ごみピットとプラットホームとの間に設ける投入扉は、気密性が高く開閉速度が速いものを採用します。 また、プラットホームから外部へ漏洩する臭気対策として、ごみ搬入時の都度の扉開閉による開放時間の短縮、エアカーテンの設置、場内の清掃の励行などが考えられ、必要な対策を今後検討してまいります。
26		施設内送風機の故障や停電時に臭気漏洩を防ぐバックアップ体制はどのようにになっているか。	送風機の故障や停電といった緊急時に備え、活性炭を利用した脱臭装置を設置し、悪臭の漏洩を防ぎます。
27		臭気が発生しやすい夏季などの管理に関し、現施設での運営経験が新施設の維持管理計画にどのように反映されるのか。	現施設では、ごみ投入扉の開閉に時間を要することから、営業時間中は扉を常時開放した状態で運用しており、臭気の漏洩の一因となっています。この運営上の課題を踏まえ、新施設では開閉時間の短いごみ投入扉を採用し、開となる時間を減らすことで、特に臭気が発生しやすい夏季においても悪臭の漏洩防止を徹底する維持管理計画とします。
6 動・植物及び生態系			

28	6-11, 12	造成工事などによる動植物への一時的影響を軽減するための環境保全措置として「緑化の実施」が挙げられているが、具体的にどのような緑化方法を検討しているのか。	施工範囲内において裸地となる箇所のうち、土地改変が完了した箇所において順次緑化を進めることにより、濁水発生の低減を図ってまいります。
29	4-1	重信川漁協共同組合には、環境影響評価の実施について説明しているが、具体的にどのような環境影響低減策を行うのか。また、同組合に対しては、引き続き、丁寧な説明や情報提供を行うこと。	魚類への影響要因である濁水に関する低減策（仮設沈砂池の設置、緑化の実施）を実施します。 また、同組合に対しては、工事着手前及び工事中において、環境保全措置の実施状況について丁寧な説明及び情報提供を行います。
30		工事区域外から建設資材や重機を搬入する際、それらに付着した外来種の種子や個体が意図せず事業区域内に持ち込まれるリスクが非常に高いため、搬入前に必ず清掃や点検を実施するなどの対策を講じること。また、緑化作業においては、安易に外来種の植物を使用せず、可能な限り在来種などを検討すること。	植物の影響要因として工事中の濁水による影響を対象としているため環境保全措置に明記していませんが、事前に車両の洗浄や付着物の点検を行うよう工事業者に指示することにより、外来種の侵入リスクを低減します。 また、緑化作業においては可能な限り在来種を採用し、周辺の植生との差異が生じないよう努めます。
31		道路や河川、大規模施設の造成により在来生物の生息地が分断される一方、改変された法面や管理道路が外来種の移動経路となる恐れがある。そのため、周囲の生態系を守り、事業区域が外来種拡大の拠点とならないよう、植生管理計画に定期的な外来種のモニタリングと初期駆除を組み込むことを検討すること。	造成は既存施設内のみであり、在来生物の新たな生息地の分断は生じないと考えています。なお、重信川の河川敷に一時的に資材等の仮置き場を設置する可能性があります。また、堤外地の河川敷の一部であり、河川内植生の連続性は維持した計画となるため、在来生物の生息地の分断は生じません。 また、法面改変は一時的であること、管理道路は既存施設内に設置することや、前述のNo. 30 に示すような外部からの侵入リスクを低減する対策を図ることから、外来種の拡大拠点とはならないと考えております。 以上から、外来種の定期的なモニタリングを実施することは予定していませんが、日常的な施設管理の中で確認し、対象事業実施区域において確認された場合には、当市の担当部局と調整のうえ、必要な対応を図ってまいります。
7 景観及び文化財			
32	3-206	文化財・埋蔵文化財包蔵地の状況によれば、松山市南部から松前町にかけて埋蔵文化財が非常に少ないが、これは過去に悉皆的（しっかい）な包蔵地調査が行われていないことが原因だと思われる。対象事業区域の埋蔵文化財の有無について担当部局から情報収集し、適切に対応してほしい。また、工事中に埋蔵文化財が発見され、遺跡を破壊することがないように十分な対策をお願いしたい。	担当課と事前に協議を行い、適切に対処します。
33		事業実施中に新たな遺構や遺物を発見した場合には、松山市教育委員会と協議し、適切に対応すること。	事業実施中に新たな遺構や遺物が発見された場合には、速やかに教育委員会と協議を行い、その指導・助言に基づき、適切に対応します。
34		主要な眺望点からの景観シミュレーションに関し、煙突や建物の「色彩・デザイン」の決定はどのように行うのか。	景観の予測に際し、煙突や建物は白色系の色調としましたが、実際に建物を建設する際の色彩やデザインは、今後建設事業者の提案に基づき、決定する予定です。 なお、松山市景観条例に基づき、適切に計

			画を進めていきます。
		8 廃棄物等	
35		工事に伴う建設副産物の再資源化を促進する具体的な運用方針を説明されたい。	現場での適切な分別管理や、再資源化可能な副産物は再資源化施設へ搬出するとともに、再生資材の利用を推進します。
36		飛灰のキレート処理（薬剤による安定化）について、溶出試験の頻度や安全性確認体制はどうか。	稼働開始直後は年 4 回、安定稼働後は年 2 回の溶出試験を実施するとともに、設備の日常点検および定期点検を徹底し、安定した処理を維持します。 また、埋立先の最終処分場では水質の成分分析などを行い、法定基準を遵守することで安全性を担保します。
37		焼却主灰のセメント原料化による再資源化はどの程度行うのか。	焼却主灰の需要は限られており、受入量にも制限があることから、現在の実績と同程度の年間約 600t(受入先の上限)を想定しています。
38		既存施設の解体工事に伴うアスベストなどの飛散防止に関し、周辺住民の安心確保のための監視体制や作業の透明性確保をどう担保するのか。	大気汚染防止法を規制する部署と密に連携をとり、同法の遵守を徹底することで工事の安全性を担保します。また、周辺住民に対して、丁寧な説明を行い、作業の透明性確保に努めます。
		9 温室効果ガス	
39	2-17	余熱利用設備については既設設備もあるが、新設設備と既設設備の利用先や利用方法を説明されたい。	現施設で発生する蒸気は、温水プール施設（アクアパレット）の加温に利用し、発生する電気は、自己託送制度を活用し公共施設へ供給しています。一方で、新施設では、引き続き温水プール施設への蒸気供給を行うとともに、新たに敷設する自営線を活用し、隣接する中央公園等への電力供給を検討しています。
40	7-11	新施設の ZEB 化（ZEB Oriented 以上）に向け、具体的に導入予定の省エネ設備（太陽光発電、LED 照明、高効率ボイラーなど）やその規模、目標について説明されたい。	ZEB 化の実現に向けては、省エネルギー性能の向上に資する設備の導入を予定しています。一般的に LED 照明や高断熱性能を有するガラス、全熱交換器の設置が想定されます。 また、設備導入だけでなく、採光窓の採用なども検討事項の一つです。 なお、本整備事業は、設計、建設及び運営・維持管理を一括して発注する DBO 方式を採用するため、具体的な設備構成は、設計業務を行う事業者の提案となります。
		10 その他	
41	2-8	新施設建設にあたり、事業実施区域で確認された土壤汚染（地下水含む）の現状と今後の対応スケジュールはどうなっているか。	土壤汚染については、詳細調査を進めており、汚染深度および汚染範囲の把握に努めています。令和 8 年度の秋ごろより汚染土壤の対策を実施する予定としています。 なお、地下水汚染は確認されていません。
42	2-8	新施設の建設にあたり事業実施区域で確認された土壤汚染については、土壤汚染対策法に基づき対応・処理されるとしても、新施設の供用後においては、汚染は絶対に発生させないとの説明があれば安心といえる。今後の汚染防止の取り組みを示されたい。	新施設の供用後においては、廃棄物や焼却後の飛灰等の飛散を防止するよう施設の稼働及び搬入・搬出における管理を徹底する、汚水の地下浸透を行わないよう排水経路を計画する、土壤汚染につながる可能性のある廃棄物等の屋外管理を行わない等の対策により、供用後における土壤汚染が発生しないよう取り組んでいきます。
43		住民へのごみ削減啓発は重要な施策と考える。早急にごみ削減の取組を推進すること。	松山市は、1 人 1 日当たりのごみ排出量が全国の県庁所在地で 2 番目、中核市でも 3 番目に少なく、同規模の都市の中では、トップレベルとなっています。なお、削減は重要であると考えているので、生ごみの 3 きり運動やリユースの推進などを通して更なる減量を

			図ります。
44		現在、松山ブロックの構成市町ではごみ分別方法に多少の違いがある。新施設供用後に分別方法は統一されるか。また、分別方法の見直しにより従来は可燃ごみ・粗大ごみ扱いだったものが資源化に活用される可能性もある。分別方法の検討状況はどうか。	可燃ごみと粗大ごみの分別を松山市の分別と同等以上に分別することとしています。そのため、各市町それぞれの事情により、松山市より細かく分別を行い、独自に資源ごみのリサイクルを進めることは可能です。 また、製品プラスチックのリサイクルについては、3市3町すべてが令和9年4月から分別・リサイクルする予定としています。
45	4-6	本施設が河川に挟まれた中州に位置する特性を踏まえ、最新の地震動予測に基づいた液状化対策などの安全設計を確実に実施すること。	新施設でも、液状化の主な対策方法である杭基礎を想定しています。なお、要求水準書 [*] でも、適切な対策を求めていくこととします。
46		南海トラフ地震等の対策の防災計画として、「定期的な防災訓練」や「工事業者や出入業者への防災・入場教育の実施」などの対応を検討しているのか。	新施設の要求水準書 [*] の中で、防災・減災を含めた適切な対策を求めていくこととします。
47		台風や線状降水帯による大規模洪水が発生しても、ごみピット内への浸水や汚水の河川流出を確実に防ぐ浸水対策が講じられているか。また、そうした災害時にも安定的に稼働を継続できる体制が整備されているか。	新施設の要求水準書 [*] の中で、国のガイドラインに即した適切な対策を求めていくこととします。
48		工事期間中は誘導員の配置など安全対策が実施予定とのことであるが、施設完成後も廃棄物運搬車両による事故防止や通学路の安全確保を継続的に実施する体制が検討されているか。	路面標示(白線)の設置等、警察及び道路管理者と具体的な安全対策について協議を進めています。 また、新施設完成後も、周辺2市3町のごみは中継施設で集約し運搬するため、運搬車両の台数が現在より大幅に増えることは想定していませんが、仮に増加する場合には、警察や道路管理者と連携し、必要な安全対策を講じます。
49		近年、リチウムイオン電池による収集車での火災が問題になっているが、新施設では何か対策を行うのか。	ごみ焼却場でのリチウムイオン電池の発火・爆発事故は全国的に問題となっており、分別排出の徹底を図ることが、最も重要です。一方で、新施設では、初期消火が重要であるため、AI等を活用した煙・発火検知システムの導入やごみピット全体をカバーする放水銃の設置を予定しています。 また、ごみピット火災時において、消火活動の支障となる煙を速やかに排出する排煙設備を設ける計画です。
50		事後調査の大気質の排ガスの測定は、新施設の煙突で実施し、現地調査を行った4地点の測定を実施しないとしているが、このように判断した理由を具体的に説明されたい。	対象事業実施区域周辺の現地調査の結果、環境基準等の超過等は見られておりません。 また、煙突排ガスの影響について、極力大気質への影響が大きくなる排ガス諸元を設定して予測を行いました。寄与濃度は小さく、影響は小さいものと評価しました。供用時においても諸元を満たすよう管理することで、施設周辺の影響を低減し、環境基準等の超過を回避することが可能と考えられます。 このため、煙突排ガスの確認により環境影響の程度の把握が可能と考えられることから、煙突排ガスを対象とした調査を行う計画としました。
51		悪臭に係る排ガスの影響は、大気	煙突排ガスに含まれる臭気成分は高温燃焼

		質と同様に周辺環境に影響を与える可能性は十分小さいと考えられることから、事後調査項目として選定しないとしているが、このように判断した理由を具体的に説明されたい。	により分解されるため、適切に燃焼管理を行うことで十分影響を低減できることから、事後調査の対象とはしていません。 施設の運営に当たっては、適切な燃焼管理を徹底することで影響の低減を図ってまいります。また、燃焼管理の状況については、本事業の事後調査で予定する「環境保全措置の実施状況」において確認を行う計画です。
--	--	---	--

※要求水準書：発注者が事業者を求める業務範囲、性能及び品質等の条件を示す文書
いわゆる「発注仕様書」